

(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業

# 実 施 方 針



平成20年 6月13日

東 根 市

< 目 次 >

第1章 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項.....	7
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1 落札者の決定に係る基本的な考え方.....	8
2 落札者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）.....	8
3 入札参加者の備えるべき参加要件等.....	9
4 審査及び最優秀提案者の選定に関する事項.....	12
5 審査結果及び評価の公表方法.....	12
6 事業契約に関する基本的な考え方.....	12
7 提出書類の取扱い.....	13
第3章 選定事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項.....	14
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	14
2 提供されるサービス水準.....	14
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	14
第4章 立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1 本施設の立地条件.....	16
2 土地の取得に関する事項.....	16
3 本施設の概要.....	16
4 本施設の引渡し日及び供用開始日（維持管理業務の開始日）.....	17
第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	18
第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	18
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合.....	18
2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合.....	18
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
4 金融機関と市の協議（直接協定）.....	18
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
3 その他の支援に関する事項.....	19
第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項.....	19
1 議会の議決.....	19
2 情報公開及び情報提供.....	19
3 入札に伴う費用負担.....	19
第9章 実施方針添付書類等.....	20

東根市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、（仮称）東根市立神町小学校分離校整備等事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたものである。

## 第 1 章 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

（仮称）東根市立神町小学校分離校整備等事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類

##### 1) 公共施設等の種類

東根市立神町小学校分離校（以下、「本施設」という。）

##### 2) 公共施設等の立地

立地場所（事業計画地）：東根市神町北部土地区画整理地内 12 番街区

（「資料 2 位置図」を参照のこと。）

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

東根市長 土田 正剛

#### (4) 事業目的

現在の神町小学校と東根中部小学校は、人口増加に伴い児童数が年々増加し、教室不足が生じており仮設教室で対応している状況にある。

特に、神町地区では、現在施行中の神町北部土地区画整理事業の住環境整備により、今後も児童数の増加が予想されている。このことから、適正な学校規模を確保し教室不足を解消するため、学区の見直しとともに新たな小学校の整備が必要となっている。

市の「第三次東根市総合計画（21 世紀フロンティアプラン）」の後期基本計画では、神町北部土地区画整理地内に新設小学校の整備を掲げ、あわせて、放課後の児童の健全育成を図るため、学童保育所の併設を行うとしている。

これらを受けて、このたび（仮称）東根市立神町小学校分離校整備等事業により、＜東根市の子ども像＞の実現に向けた、新たな小学校の整備を行おうとするものである。

なお、本事業は、より良い教育環境の提供を目指し、以下に掲げる事項を期待するものである。

- 1) 教育内容・教育方法等の多様化・情報化に対応した学校づくり。
- 2) 地域コミュニティ活動や児童を交えた地域交流の場として、地域に開かれた学校づくり。
- 3) セキュリティの確保や災害時の避難場所としての利用など、安全・安心な学校づくり。
- 4) 自然エネルギーの活用、省資源、長寿命化など、環境に配慮した学校づくり。

#### 東根市の子ども像

東根市教育委員会の『東根市の教育』では、東根市の歴史、風土、環境をふまえ、未来に生きる子どもたちのあるべき姿として、＜東根市の子ども像＞について、「まなび」、「かかわり」、「いのち」という、三つのスローガンを掲げている。

私たちは、夢を持って前向きに学びます。

真心を持って人と接します。

自然を愛し、物を大切にします。

#### (5) 事業手法

本事業は、P F I 法に基づき、市が所有する土地に、選定事業者自らが新たに本施設を設計、建設した後、公共施設等の管理者である市に本施設の所有権を移転し、選定事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本施設の維持管理を実施する B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。なお、選定事業者の業務の範囲を超えるものについては、市が実施するものとする。

#### (6) 業務範囲

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は、以下のとおりとする。詳細については、入札説明書等において提示する。なお、市が現段階で検討している内容については、要求水準書（案）を参照のこと。

##### 1) 本施設の整備業務

- ① 本施設の整備に係る調査業務及び関連業務
- ② 本施設の整備に係る設計業務及び関連業務
- ③ 本施設の整備に係る建設業務（敷地造成工事及び外構工事を含む。）及び関連業務
- ④ 本施設の整備に係る什器備品（教材備品を除く。）調達業務及び関連業務
- ⑤ 本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務
- ⑥ 本施設の整備に係るテレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務
- ⑦ 本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務
- ⑧ 本施設の整備に係る各種申請等業務（開発許可、確認申請等）及び関連業務
- ⑨ 本施設の整備に係る市の補助金等申請手続の支援業務
- ⑩ 本施設の整備に係る所有権移転（引渡し）に係る一切の業務

## 2) 本施設の維持管理業務

- ① 本施設の維持管理に係る建築物保守管理業務（修繕業務を含む。）
  - ② 本施設の維持管理に係る建築設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
  - ③ 本施設の維持管理に係る昇降機設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
  - ④ 本施設の維持管理に係る屋外運動場・外構保守管理業務（修繕業務を含む。）
  - ⑤ 本施設の維持管理に係る什器備品保守管理業務（修繕業務を含む。）
  - ⑥ 本施設の維持管理に係る清掃業務
  - ⑦ 本施設の維持管理に係る警備業務
  - ⑧ 本施設の維持管理に係る各種申請等業務及び関連業務
- ※ 上記以外の本施設の維持管理は、教職員又は児童が自ら行い、本事業の対象外とする。
- ※ 維持管理期間が、15年間と短期間であることから、事業期間内に大規模な修繕を要しないように、本施設の整備並びに維持管理を行うものとする。
- ※ 学校の運営に係る通常の光熱水費は、市の負担とする。

## (7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議決の日から平成38年3月31日までとする。

## (8) 事業のスケジュール（予定）

平成21年 2月	最優秀提案者の選定
平成21年 3月	落札者の決定・公表
平成21年 3月	落札者との基本協定の締結
平成21年 4月	選定事業者との事業契約の締結（仮契約）
平成21年 5月	事業契約の市議会における議決（効力の発生）
平成21年 5月 ～ 平成23年 3月	本施設の整備（設計、建設）期間
平成23年 3月	本施設の引渡し
平成23年 4月 ～ 平成38年 3月	本施設の維持管理期間
平成38年 3月	事業契約の完了

## (9) 支払に関する事項

市の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価と本施設の維持管理業務に係る対価からなる。

- 1) 市は、本施設の整備業務に係る対価の総額のうち、あらかじめ定める金額を、本施設の市への引渡しが完了した日以降速やかに、一時金として支払う。
- 2) 市は、本施設の整備業務に係る対価の総額から上記1)の一時金を控除した金額であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める金額を、本施設の市への引渡しが完了した日の翌日から事業契約期間中の15年間にわたり、元金均等（年2回の全30回）による割賦金として支払う。

- 3) 市は、本施設の維持管理業務に係る対価であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める金額を、本施設の市への引渡しが完了した日の翌日から事業契約期間中の 15 年間（年 2 回の全 30 回）にわたり、委託料として支払う。

※ これらの支払等に関する詳細については、入札説明書等にて提示する。

#### (10) 遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準等

P F I 法及び基本方針のほか、以下に掲げる遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準等による。

(遵守すべき法令等)

- 1) 地方自治法（昭和 22 年・法律第 67 号）
- 2) 建築基準法（昭和 25 年・法律第 201 号）
- 3) 都市計画法（昭和 43 年・法律第 100 号）
- 4) 消防法（昭和 23 年・法律第 186 号）
- 5) 下水道法（昭和 33 年・法律第 79 号）
- 6) 水道法（昭和 32 年・法律第 77 号）
- 7) 航空法（昭和 27 年・法律第 231 号）
- 8) 農地法（昭和 27 年・法律第 229 号）
- 9) 土地区画整理法（昭和 29 年・法律第 119 号）
- 10) 水質汚濁防止法（昭和 45 年・法律第 138 号）
- 11) 大気汚染防止法（昭和 43 年・法律第 79 号）
- 12) 騒音規制法（昭和 43 年・法律第 98 号）
- 13) 振動規制法（昭和 51 年・法律第 64 号）
- 14) 建設業法（昭和 24 年・法律第 100 号）
- 15) 労働安全衛生法（昭和 47 年・法律第 57 号）
- 16) 警備業法（昭和 47 年・法律第 117 号）
- 17) 健康増進法（平成 14 年・法律第 103 号）
- 18) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）（平成 6 年・法律第 44 号）
- 19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年・法律第 137 号）
- 20) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年・法律第 117 号）
- 21) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年・法律第 104 号）
- 22) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年・法律第 20 号）
- 23) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年・法律第 48 号）
- 24) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年・法律第 49 号）
- 25) 学校教育法（昭和 22 年・法律第 26 号）
- 26) 学校保健法（昭和 33 年・法律第 56 号）
- 27) 学校給食法（昭和 29 年・法律第 160 号）
- 28) 児童福祉法（昭和 22 年・法律第 164 号）

- 29) 山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成 20 年・山形県条例第 24 号）
- 30) 山形県建築基準条例（昭和 36 年・山形県条例第 15 号）
- 31) 山形県屋外広告物条例（昭和 49 年・山形県条例第 59 号）
- 32) 東根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年・東根市条例第 4 号）
- 33) 東根市環境基本条例（平成 12 年・東根市条例第 41 号）
- 34) 神町北部地区地区計画（平成 18 年制定）
- 35) その他の関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても遵守する。

（適用すべき要綱・基準等）

- 1) 小学校設置基準（文部科学省初等中等教育局）
- 2) 小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設部）
- 3) 学校環境衛生の基準（文部科学省スポーツ・青少年局）
- 4) 水泳プール管理マニュアル（文部科学省体育局監修）
- 5) 建築工事安全施工技術指針
- 6) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 7) 建設副産物適正処理推進要綱
- 8) 東根市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱
- 9) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 10) 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 11) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 12) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 13) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 14) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 15) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）※
- 16) その他関連する建築学会等の基準・指針等 ※

本業務の実施に当たっては、上記の要綱・基準（最新版）等を適用する。ただし、※印の付されている要綱・基準（最新版）等において性能・仕様等を規定している項目にあつては、これらを標準仕様として適用する。また、手続等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとし、市がこれらと同等の効果があると認める場合においては、選定事業者の提案によることができる。

## **(11) 実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）に関する説明会**

実施方針等に関する説明会を以下の要領で行う。

### **1) 開催日時及び場所等**

- ① 開催日時 平成 20 年 6 月 20 日（金）午後 2 時 00 分から
- ② 開催場所 東根市役所 4 階会議室
- ③ 説明資料 参加に当たっては、市のホームページより、実施方針等（実施方針、要求水

準書（案）をダウンロードして持参すること。

## 2) 参加申込方法

- ① 申込日時 平成20年6月16日（月）から6月19日（木）午後5時まで
- ② 申込方法 実施方針等に関する説明会への参加を希望する民間事業者等は、「様式1 実施方針等説明会参加申込書」に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参又は電子メールでのファイル添付(使用するワープロソフトはWORD97から2003(WINDOWS対応))にて送付することとし、ファックス及び電話での受付は行わない。なお、持参の場合は、午前9時から12時、午後1時から5時までとする。また、電子メールの場合は、「PFI説明会」の件名で送付すること。
- ③ 電子メールアドレス project@city.higashine.yamagata.jp
- ④ なお、やむを得ず事前に参加申込ができなかった場合にかぎり、説明会開催の当日、開催場所において受付を行う。

## (12) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

### 1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

- ① 受付日時 平成20年6月20日（金）から6月27日（金）午後5時まで
- ② 提出方法 実施方針等に関して質問・意見がある民間事業者等は、その内容を「様式2 実施方針等に関する質問書」、「様式3 実施方針等に関する意見書」に簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付(使用するワープロソフトはWORD97から2003(WINDOWS対応))にて送付することとし、ファックス及び電話での受付は行わない。なお、電子メールは、「PFI質問意見」の件名で送付すること。
- ③ 電子メールアドレス project@city.higashine.yamagata.jp

### 2) 実施方針等に関する質問回答・意見の公表

- ① 質問回答の公表 提出のあった質問に対する回答は、平成20年7月25日（金）までに、市のホームページにて公表する。
- ② 意見の公表 提出のあった意見は、質問に対する回答の公表と同時に、市のホームページにて公表する。ただし、非公開を希望する旨の意思表示のあった意見については公表しない。
- ③ ホームページアドレス <http://www.city.higashine.yamagata.jp>

### 3) 意見等に対するヒアリング

民間事業者等から提出された意見等のうち、市が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを行う場合がある。

## (13) 実施方針等の変更

実施方針等の公表における民間事業者等からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針



(変更) を、市のホームページにて公表する。また、実施方針の変更が軽易な場合及び要求水準書(案)に関する変更については、入札説明書等にて提示(反映)する。

## **2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項**

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。(PFI法第2条第2項)

### **(1) 選定方法**

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、以下の評価基準に基づき、市自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 本施設の整備業務及び本施設の維持管理業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- 2) 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、本施設の整備業務及び本施設の維持管理業務の水準の向上が期待できること。

### **(2) 選定基準・手順**

以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- 1) VFMの検討による定量的評価
- 2) 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- 3) 民間事業者に移転されるリスクの検討等
- 4) 上記1)～3)の検討による総合評価

### **(3) 選定結果の公表方法**

上記(2)の選定基準・手順に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

## 第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 落札者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、設計、建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。したがって、落札者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮したうえで、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

### 2 落札者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）

落札者の決定に係る手順及びスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程	内 容
平成20年 9月	特定事業の選定・公表
平成20年10月	入札公告・入札説明書等の公表
平成20年10月	入札説明書等に関する説明会
平成20年10月	入札説明書等に関する質問の受付(1回目)
平成20年11月	入札説明書等に関する質問回答の公表(1回目)
平成20年12月	入札説明書等に関する質問の受付(2回目)
平成20年12月	入札説明書等に関する質問回答の公表(2回目)
平成21年 1月	入札参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付
平成21年 1月	競争参加資格確認審査の結果の通知
平成21年 1月	提案書の受付・開札

#### (1) 入札公告・入札説明書等の公表

実施方針等に関する質問回答・意見等を踏まえ、入札公告及び入札説明書等（入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を市の掲示場及びホームページにて公表する。

#### (2) 入札説明書等に関する質問回答

入札説明書等に関する質問を受付、回答を行うものとする。これらの手続等に関する詳細については、入札説明書等にて提示する。

#### (3) 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付、競争参加資格確認審査の結果の通知

入札参加希望者に、入札参加表明及び競争参加資格確認に必要な書類の提出を求める。競争参加資格確認審査の結果は、入札参加希望者に通知する。なお、入札参加表明書及び競争参加

資格確認申請書の手続等に関する詳細については、入札説明書等にて提示する。

#### **(4) 提案書の受付**

入札参加者（競争資格確認審査の通過者）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。なお、提案書の手続等に関する詳細については、入札説明書等にて提示する。

#### **(5) 最優秀提案者の選定、落札者の決定・公表**

提案書の審査による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

#### **(6) 基本協定の締結、審査講評の公表、事業契約の文言明確化等、事業契約の締結（仮契約）**

市は、選定事業者との事業契約の締結（仮契約）に先立って、本事業に係る基本協定を落札者と締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を選定事業者と締結（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議決をもって効力が発生するものとする。

#### **(7) 予定価格の公表**

本事業の入札に関して、市が定める予定価格は、入札公告時に提示する。

### **3 入札参加者の備えるべき参加要件等**

#### **(1) 入札参加者の参加要件**

入札参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）等で構成されるものとする。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員に、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。

なお、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能なものとする。

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。
- 4) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、落札した入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、再受託（再受注）することを妨げるものではない。

## **(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件**

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計に当たる者、建設に当たる者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計に当たる者、建設に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

### **1) 設計に当たる者**

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
  - ② 平成 20 年度東根市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係コンサル」で登録をしていること。
- ※ 工事監理は、設計に当たる者が実施すること。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合は、当該設計に当たる者以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

### **2) 建設に当たる者**

- ① 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 平成 20 年度東根市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、750 点以上であること。

### (3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 4) 東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
- 5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 6) 直前 2 年間の法人税、消費税又は法人市民税を滞納している者。
- 7) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- 8) 市が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関する導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

### (4) 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等

- 1) 入札参加者の備えるべき競争参加資格（「(1)入札参加者の参加要件」、「(2)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件」、「(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」に掲げる内容をいう。以下同じ。）に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。
- 2) 本事業における(2) 1) ②、(2) 2) ②に示す平成 20 年度東根市入札参加資格者名簿への登録は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限日まで随時受け付ける。
- 3) 上記 1) の確認基準日の翌日から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。
- 4) 上記 3) にかかわらず、入札参加者の備えるべき競争参加資格のうち、確認基準日の翌日から基本協定の締結の日までの「(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」の「(4)東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者」の規定は、入札参加企業及び入札参加グループの代表企業に適用するものとし、入札参加グループの代表企業を除く構成員には適用しない。
- 5) 本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、

入札を無効とする場合がある。

#### **4 審査及び最優秀提案者の選定に関する事項**

##### **(1) 審査に関する基本的な考え方**

- 1) 審査は、学識経験者及び市の職員で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な最優秀提案者の選定に関する詳細については、入札説明書等にて提示する。
- 2) 審査委員会においては、事業計画、施設計画、維持管理計画、入札金額等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

##### **(2) 審査手順に関する事項**

審査は、以下の手順により行うこととする。

###### **1) 資格審査**

入札参加者の備えるべき競争参加資格等に関する適格審査

###### **2) 提案審査**

- ① 入札金額に関する適格審査
- ② 基本的要件に関する適格審査
- ③ 落札者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、維持管理計画、入札金額等の総合的な提案内容

#### **5 審査結果及び評価の公表方法**

##### **(1) 審査結果の公表**

提案書の審査による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

##### **(2) 落札者を決定しない場合**

市は、競争参加資格確認申請書の受付期限日及び提案書の受付期限日において、入札参加希望者及び入札参加者が1者以下の場合は、その時点で特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

#### **6 事業契約に関する基本的な考え方**

##### **(1) 事業契約の概要**

落札者の決定後に速やかに、市は落札者と基本協定を締結する。また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を選定事業者と締結（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議決をもって効力が発生するものとする。

事業契約は、設計、建設段階から維持管理段階の各業務について包括的かつ詳細に規定し、その契約期間は平成 38 年 3 月 31 日までとする。なお、事業契約書（案）については、入札説明書等にて提示する。

## **(2) 特別目的会社の設立**

落札者は、市との事業契約の締結（仮契約）までに、速やかに本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者と同じ、以下本項において「S P C」という。）を東根市内に設立する。

なお、入札参加者による、S P C に対する出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。

入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加企業、入札参加グループの代表企業及び建設に当たる者は必ず出資するものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者が S P C に出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## **7 提出書類の取扱い**

### **(1) 著作権**

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

### **(2) 特許権等**

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施行方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

## 第3章 選定事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

#### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として「資料1 リスク分担表（案）」によることとし、実施方針等に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については、入札説明書等（特に「事業契約書（案）」）において提示する。

#### (3) 保険

市が選定事業者に求める保険の種類については、入札説明書等にて提示する。

### 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、入札説明書等において提示する。なお、市が現段階で検討している業務の要求性能及びサービスについては、要求水準書（案）を参照のこと。

### 3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

#### (1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

#### (2) モニタリングの時期

##### 1) 設計（調査を含む）時

市は、選定事業者によって行われた設計（調査を含む）について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

確認の結果、それぞれの水準に適合していないと市が判断した場合には、市は選定事業者に対して修正又は変更を求めることができる。



## 2) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に工事施工及び工事監理の状況について、市の確認を受ける。また、選定事業者は、市が要請した場合、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行う。

## 3) 工事完成・本施設の引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で市の確認を受ける。このとき、市は、選定事業者によって行われた建設について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

確認の結果、それぞれの水準に適合していないと市が判断した場合には、市は選定事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

## 4) 本施設の供用開始後（維持管理段階）

市は、維持管理段階において、定期的に、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

## 5) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、決算書類により財務の状況について、市に報告しなければならない。なお、公認会計士による監査は、行わなくてもよいものとする。

### (3) モニタリングの方法

モニタリングに関する詳細については、入札説明書等にて提示する。

### (4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は選定事業者の負担とする。

### (5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約で定められた要求水準が維持されていない場合、市は選定事業者に対して、本施設の補修・改造、業務の改善勧告又は一定の経過措置を経た後に支払金額の減額措置を行う。減額の考え方等に関する詳細については、入札説明書等にて提示する。

## 第4章 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

- (1) **立地場所** 事業計画地 東根市神町北部土地区画整理地内 12 番街区
- (2) **敷地面積** 事業計画地 25,318.88 m<sup>2</sup>
- (3) **前面道路** 南側計画道路（都計 3・4・4 神町若木線 ）幅員 18.0m  
東側計画道路（都計 3・4・5 一本木神町線）幅員 18.0m
- (4) **地域地区** 第一種住居地域  
防火指定なし（法第 22 条区域）  
都市計画区域内（市街化区域設定なし）  
神町北部地区地区計画  
航空法保護空域（制限表面）
- (5) **形態規制** 建ぺい率 60%  
容積率 200%

### 2 土地の取得に関する事項

土地は、市所有の行政財産とし、本施設の整備、本施設の維持管理の各業務に必要な範囲を選定事業者は無償で使用を許可する。

### 3 本施設の概要

#### (1) 施設機能

本施設は、校舎棟、屋内運動場棟、学童保育所棟、屋外施設等により構成される。

#### (2) 施設規模

- 1) **校舎棟** 6,500 m<sup>2</sup>（提案は、±0%から+5%の範囲とする。）
- 2) **屋内運動場棟** 1,280 m<sup>2</sup>（提案は、±0%から+5%の範囲とする。）
- 3) **学童保育所棟** 260 m<sup>2</sup>（提案は、±0%から+5%の範囲とする。）
- 4) **屋外施設等** 屋外プール、屋外運動場、校門、駐車場、植栽、その他とする。

**(3) 主要諸室** 本事業に必要な主要諸室は、以下に掲げるとおりとする。

1) 校舎棟	普通教室ゾーン	普通教室、特別支援教室、多目的教室		
	特別教室ゾーン	多目的ホール	多目的ホール、来客用便所、多目的（身障者対応）便所	
		特別教室(A群)	理科室・理科準備室、家庭科室・家庭科準備室、図工室・図工準備室	
		特別教室(B群)	音楽室・音楽準備室	
		特別教室(C群)	図書コーナー・図書コーナー準備室（書庫）、コンピューターコーナー・コンピューターコーナー準備室	
	管理諸室ゾーン	校長室、職員室、用務員作業室、会議室、相談室、保健室、印刷室、放送室、教材資料庫、更衣室、湯沸室、来客・教職員用便所		
	給食関係室ゾーン	給食受入室、配膳室		
共用ゾーン	児童会室、学年用教材資料庫、昇降口（児童用玄関）・ホール・廊下・階段及び教職員用玄関、人荷用昇降機、児童用便所、ごみ集積室			
2) 屋内運動場棟	屋内運動場ゾーン	屋内運動場、ステージ、控えスペース		
	共用ゾーン	屋内運動場用更衣室、いす収納庫・運動用具庫、屋内運動場用玄関・屋内運動場用連絡口等、屋内運動場用便所、屋内運動場用多目的（身障者対応）便所		
3) 学童保育所棟	学童保育所ゾーン	学童保育室・物入、事務室・静養スペース・調理コーナー		
	共用ゾーン	玄関・廊下、便所、多目的（身障者対応）便所		
4) 屋外施設等	屋外プール	プール、プール付帯施設		
		屋外運動場、校門、駐車場、植栽、その他		

**4 本施設の引渡し日及び供用開始日（維持管理業務の開始日）**

本施設の引渡し日は平成 23 年 3 月 31 日とし、供用開始日（維持管理業務の開始日）は平成 23 年 4 月 1 日とする。

## **第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項**

### **1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合**

(1) 選定事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等により、本事業の継続が困難となった場合、市は、選定事業者との事業契約を解除することができるものとする。

(2) 選定事業者の事業実施状態が、事業契約に定める要求水準を下回る場合、市は選定事業者に対し修復勧告を行い、一定の修復期間を与えたにもかかわらず、修復が認められない場合、サービス提供に重大な事態等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市は選定事業者との事業契約を解除できるものとする。

この場合、選定事業者は、市に生じた合理的損害を賠償するものとする。

### **2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合**

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は市との事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

### **3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合**

事業契約に定めるその事由に基づく対応方法にしたがうものとする。

### **4 金融機関と市の協議（直接協定）**

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する場合がある。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、市は選定事業者と協議する。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう協力するものとする。

### 3 その他の支援に関する事項

(1) 事業実施に関し、選定事業者が必要とする許認可等に関して、市は必要に応じて選定事業者  
に協力する。

(2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協  
議を行う。

## 第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項

### 1 議会の議決

(1) 債務負担行為の設定に関する議案を平成20年市議会9月定例会に提出予定

(2) 事業契約に関する議案を平成21年市議会5月臨時議会に提出予定

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

### 3 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

## 第9章 実施方針添付書類等

資料1 リスク分担表（案）

資料2 位置図

様式1 実施方針等説明会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問書

様式3 実施方針等に関する意見書

## リスク分担表（案）

リスクの種類	リスクの内容		負担者		
			市	事業者	
共通	入札説明リスク	1	入札説明書等の誤り、内容の変更等によるもの	○	
	契約締結リスク	2	選定事業者の事由により契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合		○
		3	市の事由により契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合（ただし、議会の不承認は含まない）	○	
		4	上記以外のもの（議会の不承認を含む）	△	△※1
	内容変更リスク	5	P F I 事業の業務範囲の縮小、拡充等	△	△※2
	法令等の変更リスク	6	P F I 事業に特別に影響を与えるもの	○	
		7	上記以外のもの		○
	許認可遅延リスク	8	許認可の遅延に関するもの（市が取得する部分）	○	
		9	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	税制度変更リスク	10	法人税その他類似の税制度（外形標準課税に関する規定を含む）の新設・変更		○
		11	消費税その他類似の税制度の新設・変更	○	
	第三者賠償リスク	12	選定事業者の事由（工事期間中における事故、維持管理業務に伴う事故及び維持管理の不備に起因する事故等）による賠償		○
		13	上記以外のもの	○	
	住民対応リスク	14	小学校施設の設置そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		15	上記以外のもの（設計、建設に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの）		○
	事故の発生リスク	16	選定事業者の設計、建設、維持管理業務に伴う事故の発生		○
	環境問題リスク	17	選定事業者の設計、建設・維持管理業務に伴う周辺地域への環境に関する影響		○
	事業の中止・延期リスク	18	市の判断及び指示によるもの（ただし、議会の不承認はふくまない）	○	
		19	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動リスク	20	引渡しの前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当する部分）		○
		21	引渡し後のインフレ・デフレ（維持管理等に相当する部分）	○	△※3
金利変動リスク	22	金利変動	○※4		
資金調達リスク	23	必要な資金の確保に関するもの		○	
不可抗力リスク	24	天災・暴動等による計画の変更・中止・延期	○	△※3	
計画設計	設計変更リスク	25	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		26	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	27	応募コストの負担		○
	測量調査リスク	28	市が実施した測量調査の誤り	○	
		29	上記以外のもの		○
設計等の瑕疵	30	隠れた瑕疵の担保責任		○	

リスクの種類		リスクの内容		負担者	
				市	事業者
建設	土地取得リスク	31	事業計画地の確保に関すること	○	
	設計変更リスク	32	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		33	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	34	工事の完成が契約よりも遅延若しくは完工しない場合		○
	施工管理・工事監理リスク	35	施工管理・工事監理に関するもの		○
	工事費増大リスク	36	市の指示による工事費の増大	○	
		37	上記以外のもの		○
	性能リスク	38	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	公共施設損傷リスク	39	施設等の引渡しの前には工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害		○
瑕疵担保	40	隠れた瑕疵の担保責任		○	
維持管理	計画変更リスク	41	用途の変更等、市の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	維持管理費上昇リスク	42	市の責による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		43	上記以外の要因による維持管理費の増大		○
	公共施設損傷リスク	44	市並びに第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		45	選定事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		46	選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	性能リスク	47	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
修繕リスク	48	事業期間中に必要となる市の帰責事由による修繕及び維持管理業務に含まれない修繕	○		
	49	事業期間中に必要となる維持管理業務に伴う修繕並びに選定事業者の瑕疵担保及び帰責事由に伴う修繕		○	
事業終了時	公共施設の性能確保リスク	50	事業終了時の維持管理業務の引継ぎ（入札説明書等において示す良好な状態のこと）		○
	移管手続リスク	51	事業終了手続に関する諸費用の発生に関するもの、選定事業者の清算手続に関するもの		○

※ リスク負担者：○主分担、△副分担

※1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

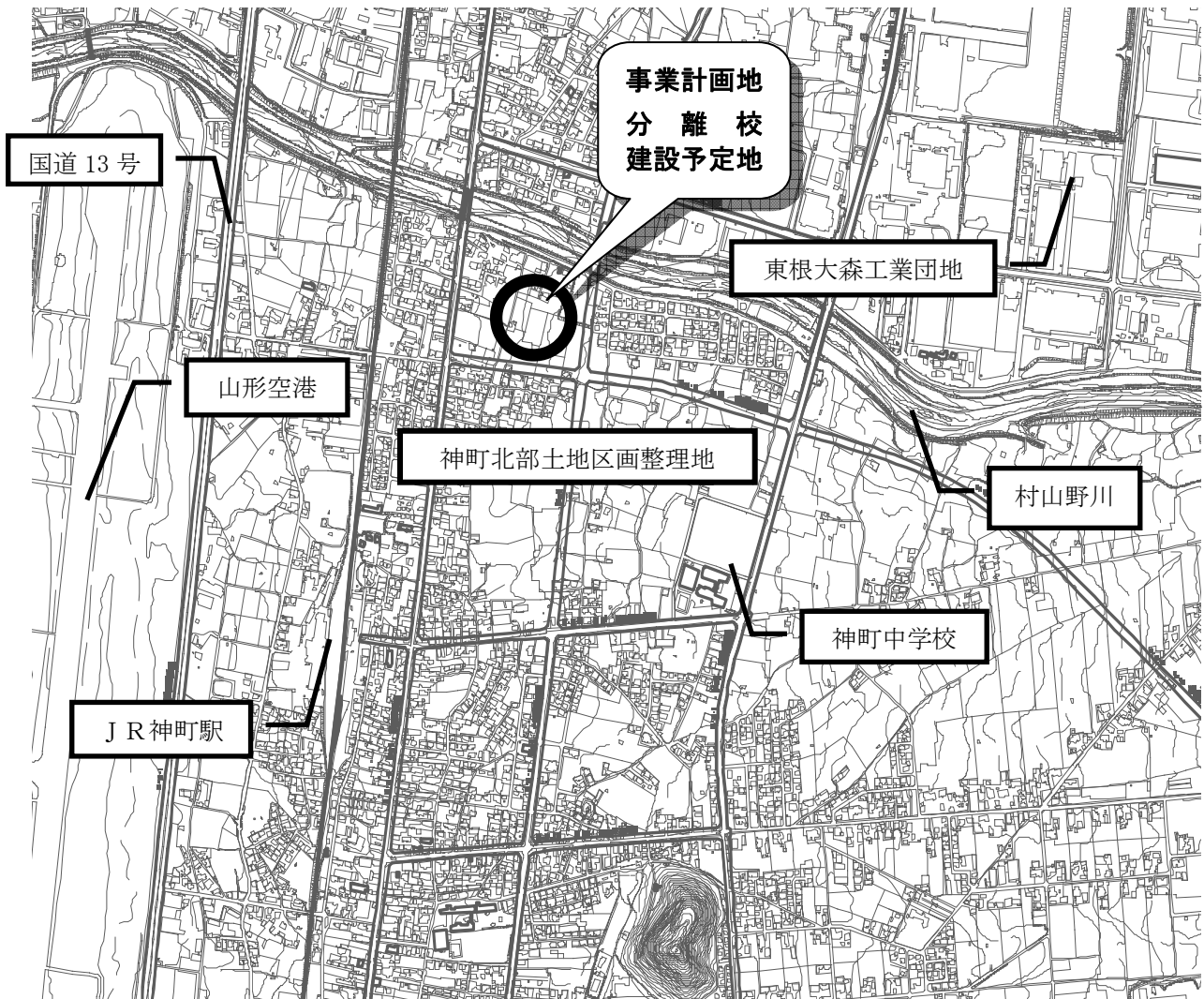
※2 事業の縮小、拡充等の変更内容にしたがい合理的な範囲を勘案して負担する。

※3 一定の割合に対応するものについては選定事業者負担、それ以外については市の負担とする。

※4 供用開始後10年目に基準金利の見直しを行う。



# 位置図



様式1

## 実施方針等説明会参加申込書

平成 年 月 日

東根市総務部プロジェクト推進課 行

平成20年6月20日（金）に開催される「（仮称）東根市立神町小学校分離校整備等事業」の実施方針等に関する説明会への参加を希望します。

会 社 名	
所 在 地	
参加予定者氏名	
所 属 ・ 役 職	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	
参 加 人 数	名

- ※ 各民間事業者等の単位で提出してください。なお、参加予定者氏名、所属・役職、電話番号、ファックス番号、メールアドレスの欄には、代表となる1名の方に関する記入のみで結構です。
- ※ 参加に当たっては、市のホームページより、実施方針等（実施方針、要求水準書（案））をダウンロードして持参してください。
- ※ 実施方針等に関する質問・意見は、別途書類形式で行うため、説明会での質問・意見は受け付けません。

平成 月 月 日

### 実施方針等に関する質問書

平成20年6月13日(金)に公表されました「(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業」の実施方針等について、以下のとおり質問を提出します。

質問者	会社名 :									
	所在地 :									
質問項目	所属・役職・氏名 :									
	電話番号 :									
	ファックス番号 :									
	メールアドレス :									
質問項目	書類名	項目	頁	章	1	(1)	1)	①	-	-
内容										

注)・ 書類名欄は、実施方針に関する場合「**実施**」と、「要求水準書(案)」に関する場合「**要求**」と記入してください。

- ・ 質問内容は、**具体的かつ簡潔**に記入してください。
- ・ 質問内容は、**本様式1枚につき1件**としてください。

平成 月 月 日

### 実施方針等に関する意見書

平成20年6月13日(金)に公表されました「(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業」の実施方針等について、以下のとおり意見を提出します。

意見者	会社名 :									
	所在地 :									
意見項目	所属・役職・氏名 :									
	電話番号 :									
	ファックス番号 :									
	メールアドレス :									
意見項目	書類名	項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a
内容										
公開の可否	非公開を希望する場合は右欄に○印を記入してください。→									

注)・ 書類名欄は、実施方針に関する場合「**実施**」と、「要求水準書(案)」に関する場合「**要求**」と記入してください。

- ・ 意見内容は、**具体的かつ簡潔**に記入してください。
- ・ 意見内容は、**本様式1枚につき1件**としてください。

### 本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

所在地：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電話：0237 (42) 1111 (内線 3121)

ファックス：0237 (43) 2413

電子メール：[project@city.higashine.yamagata.jp](mailto:project@city.higashine.yamagata.jp)

ホームページ：<http://www.city.higashine.yamagata.jp>